

令和6年5月豊橋市議会臨時会

○ 提出事件

条例案 1 件

単行案 3 件

承認 2 件

報告 1 件

以上 7 件

5月市議会臨時会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第50号 豊橋市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(市民病院管理課・人事課)

診療報酬の改定を踏まえ、パートタイム会計年度任用職員の報酬の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

(令和6年6月1日から施行)

[単行案]

議案第51号 物品購入契約締結について

(契約検査課・収集業務課)

- | | | |
|---|--------|---------------|
| 1 | 物 品 名 | ごみ収集車 |
| 2 | 数 量 | 2 台 |
| 3 | 落札年月日 | 令和6年4月18日 |
| 4 | 契約価格 | 21,524,300円 |
| | (予定価格) | 22,000,000円) |
| | 落札率 | 97.8% |
| 5 | 購 入 先 | 極東開発工業(株)中部支店 |
| 6 | 契約方法 | 一般競争入札(応札1社) |

議案第52号 物品購入契約締結について

(契約検査課・消防救急課)

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 物 品 名 | 資機材搬送車 |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 落札年月日 | 令和6年4月18日 |
| 4 | 契約価格 | 26,955,040円 |
| 5 | 購 入 先 | 平和機械(株) |
| 6 | 契約方法 | 一般競争入札(応札1社) |

議案第53号 議決事項中変更について

(令和6年第48号議決 議決事項中変更について(明海大橋(仮称)
橋梁下部工事))

(契約検査課・道路建設課)

令和5年10月2日に工事請負契約を締結し、令和6年3月28日に契約価格に係る
変更契約を締結した工事請負契約について、議決事項中契約価格の変更を求めるもの

1 変更前契約価格	635,208,200円(※)
変更後契約価格	663,358,300円
(差引き)	28,150,100円増

2 変更理由及び内容

杭打機の規格の変更が必要になったことにより、契約変更をするもの

3 請負人 藤城・神野特定建設工事共同企業体

(※) 令和5年第85号議決(工事請負契約締結について)について、議決事項中契
約価格を変更した後の価格

[承認]

承認第1号 専決処分の承認について
(豊橋市市税条例の一部を改正する条例)

(市民税課・資産税課)

地方税法等の一部改正(令和6年法律第4号。令和6年3月30日公布)に伴い、早急に現行の市税条例の一部を改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月30日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの

○専決処分の内容

1 個人住民税

(1) 定額減税

令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除を次により実施するものとする。

ア 納税義務者の所得割の額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

イ 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。

(ア) 本人1万円

(イ) 控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く。)1人につき1万円

(控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く。))については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。)

(令和6年度分以後の個人市民税について適用)

2 固定資産税

(1) 令和6年度から令和8年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置(※1)

令和6年度の評価替えに伴い、現行の土地に係る負担調整措置の仕組みを3年間延長する。

(※1) 負担調整措置：評価替えによる税額の急激な上昇を抑制し、税負担の上昇を緩やかなものにするもの

ア 宅地等

(ア) 商業地等

負担水準（※2）の区分	固定資産税の課税標準額
70%を超えるもの	当該年度の評価額の70%に引下げ
60%以上70%以下	前年度課税標準額を据え置く
60%未満	前年度課税標準額+当該年度評価額の5% ただし、当該加算後の額が評価額の60%を上回る場合は60%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とする。

（※2）負担水準：前年度課税標準額÷当該年度の評価額（住宅用地及び農地にあつては、評価額×特例率）

（イ）住宅用地

固定資産税の課税標準額を前年度課税標準額+本則課税標準額（※3）の5%（当該加算後の額が本則課税標準額を上回る場合は本則課税標準額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額）とする現行の負担調整措置を継続する。

（※3）本則課税標準額：当該年度の評価額×住宅用地特例率

イ 農地

固定資産税の課税標準額を前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置を継続する。

（令和6年度分以後の固定資産税について適用）

3 都市計画税

（1）令和6年度から令和8年度までの土地に係る都市計画税の負担調整措置
固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

（令和6年度分以後の都市計画税について適用）

承認第2号 専決処分の承認について

(豊橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(国保年金課)

地方税法施行令の一部改正(令和6年政令第136号。令和6年3月30日公布)に伴い、早急に現行の国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月30日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの

○専決処分の内容

1 課税限度額の改定

区 分	課 税 限 度 額	
	改 正 後	改 正 前
基礎課税額	据置き	650,000円
後期高齢者支援金等課税額	240,000円	220,000円
介護納付金課税額	据置き	170,000円

2 軽減該当所得基準の緩和

(1) 5割軽減

改正後	前年所得が、次の金額の合計額(①+②+③)以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者の人数-1)×10万円 ③ 被保険者と特定同一世帯所属者の人数×29万5千円
改正前	前年所得が、次の金額の合計額(①+②+③)以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者の人数-1)×10万円 ③ 被保険者と特定同一世帯所属者の人数×29万円

(2) 2割軽減

改正後	前年所得が、次の金額の合計額(①+②+③)以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者の人数-1)×10万円 ③ 被保険者と特定同一世帯所属者の人数×54万5千円
改正前	前年所得が、次の金額の合計額(①+②+③)以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者の人数-1)×10万円 ③ 被保険者と特定同一世帯所属者の人数×53万5千円

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行後、継続して同じ世帯に属する者をいう。

3 適用時期

令和6年度分の国民健康保険税から適用

[報 告]

報告第9号 専決処分の報告について

(収集業務課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- | | |
|----------|--|
| 1 専決年月日 | 令和6年3月29日 |
| 2 損害賠償の額 | 220,236円 |
| 3 事故の概況 | 令和5年9月26日午前11時10分頃、豊橋市西赤沢町字万場95番地先の交差点において、本市職員（環境部収集業務課）の運転するごみ収集車が徐行して進入したところ、右方向から進入してきた相手方所有の軽乗用自動車に接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 40%) |